（記載上の注意）

1．「総株主の議決権」とは、第11条第１項第５号に規定する総株主の議決権をいう。

2．「議決権」とは、仮想通貨交換業者の株主が当該仮想通貨交換業者の株主総会の決議に参加する権利として、１株につき１個付与されているものをいう。

3．保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。

4．「割合（Ｂ／Ａ）」は、小数点第２位を四捨五入して第１位までを記載すること。

5．「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第８号（第７条関係）

（日本工業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

商　　号
代表者の氏名　　殿

財務（支）局長　　印

仮想通貨交換業者の登録について

年　　月　　日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録したので通知します。

記

登 録 番 号　　財務（支）局長第　　号
登録年月日　　年　　月　　日

別紙様式第９号（第10条関係）

（日本工業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

商　　号
代表者の氏名　　殿

財務（支）局長　　印

登 録 の 拒 否 に つ い て

年　　月　　日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第10号（第11条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
商　　号
代表者の
氏　　名　　印

変　更　届　出　書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第63条の６第１項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

（記載上の注意）

1．法第63条の３第１項の登録申請書又は法第63条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2．本店（外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所）の所在地を他の財務（支）局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第８号の登録済通知書を添付すること。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4．登録申請書の第２面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第11号（第29条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）
（第１面）

事　業　報　告　書
第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
商　　号
代表者の
氏　　名　　印